

## 盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

国民健康保険事業の健全化を図るため、国民健康保険税税率の改正を行うとともに、賦課割合の平準化を図ろうとするものである。

## 2 改正内容

改正内容						適用関係		
○ 保険税の税率を次のように改正する。						平成17年度分から適用		
市税条例第142条関係								
区分		現行	改正後					
医療分	所得割	9.3%	8.75%					
	資産割	42.00%	28.00%					
	均等割	21,500円	26,400円					
	平等割	24,100円	29,300円					
介護分	所得割	1.15%	2.30%					
	資産割	6.50%	4.30%					
	均等割	3,600円	6,400円					
	平等割	3,800円	6,700円					
○ 低所得者に対する保険税の軽減額を次のように改正する。								
市税条例第147条関係 (円)								
現行				改正後				
医療分	6割軽減	均等割	12,900	7割軽減	均等割		18,480	
		平等割	14,460		平等割		20,510	
	4割軽減	均等割	8,600	5割軽減	均等割		13,200	
		平等割	9,640		平等割		14,650	
					2割軽減		均等割	5,280
							平等割	5,860
	介護分	6割軽減	均等割	2,160	7割軽減		均等割	4,480
			平等割	2,280			平等割	4,690
4割軽減		均等割	1,440	5割軽減	均等割		3,200	
		平等割	1,520		平等割		3,350	
				2割軽減	均等割		1,280	
					平等割	1,340		

## 3 施行期日

公布の日から施行する。